子ども手語数室のご案内

夏休みを利用して、子ども手話教室「手話で交流しよう!」を開催します!

にちじょう つか しゅわ こうりゅう 日常でよく使われている手話を学び、みんなでたのしく交流しよう! じぶん なまえ しゅわうた しゅわ 自分の名前・あいさつ・手話歌など手話をたくさんおぼえて、つかってみよう!

cb じ 日 時 第1回:8月10日(木) 11:00~12:00 「おチ伝いしますか?」「ありがこう」

第2回: 8月24日(木)

ば しょ くらよししじんけんぶんか

所 : 倉吉市人 権文化センター

もし込み:0858-22-4768



(定例)

初めての方も大歓迎!!

日時:8月10日(木)・8月24日(木) 10:00~11:00

場所: 倉吉市人権文センター 内容: 日常会話・手話歌(四季の歌)

第51回 倉吉市集会

研究主題

『人権』って何だろう。私の人権とは、あなたの人権とは ~お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくりをめざして~

開催日 2023年 8月27日(日)

統一テーマ:だれにでも、いつでも、どこでも同じ人権 (分科会は直接会場へお越し下さい)

第1分科会	地域社会と人権	倉吉未来中心小ホール	10:00~12:00
第2分科会	子どもの権利と人権	倉吉未来中心セミナールーム3	JJ
第3分科会	同和問題	倉吉交流プラザ視聴覚ホール	JJ
第4分科会	少数者の人権	倉吉未来中心セミナルーム7	JJ
第5分科会	ハラスメント	倉吉交流プラザ第1研修室	IJ

講演会: 倉吉未来中心小ホール 13:30~15:00

演題 「人とのつながりから考える人権」

講師 鳥取看護大学看護学部 田中 響 さん

問い合わせ: 倉吉市人権政策課 電話0858-22-8130



倉吉市人権文化センターだより

2023年8月1日 発行 No.151号

発行所:倉吉市人権文化センター

住 所:倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

| 電 話/FAX:0858-22-4768

メールアドレス: jinkenbunka@ncn-k.net

終戦から78年 8月15日は終戦の日

沖縄では、6月23日を「慰霊の日」としています。

昭和16(1941)年、日本陸軍が英領マレー半島に奇襲上陸し、ハワイ真珠湾を奇襲攻撃しました。日本は、アメリカ・イギリスに宣戦を布告し、第二次世界大戦の一環をなす太平洋戦争が開始されたのです。

昭和18(1943)年には、学生を軍に徴兵する学徒出陣を行い、さらには学徒動員で学校に残る学生や女性を軍事工場で働かせました。

昭和20(1945)年、南西諸島に上陸したアメリカ軍を主体とする連合軍と日本軍との間でも戦いが起きました。沖縄戦と呼びます。

沖縄戦は、軍隊と軍隊、軍人と軍人が戦うものではありませんでした。「本土防衛」を目的 に日本軍の基地や陣地が沖縄本島や離島に建設され、日本軍の戦争準備には多くの沖縄県に 住む人々が駆り出されました。

防衛隊員として徴収された沖縄県民約 22,200 人の他、男子生徒は「鉄血勤皇隊」「通信隊」として徴収され、女子生徒は看護隊として徴収されました。

沖縄戦は「鉄の暴風」とも呼ばれる猛烈な艦砲攻撃や空襲により、20万人の犠牲者を出しました。当時沖縄県に住んでいた4人に1人が亡くなったとも言われています。

6月23日、沖縄の日本軍司令官が自決し、日本軍という組織での闘いが終わりました。 この日を「慰霊の日」として休日とし、戦争について考え戦いのない世の中を目指しています。

さらに、東京大空襲をはじめとする本土への空襲、沖縄戦と同じく昭和20年に広島と長崎に落とされた原子爆弾などによって、多くの方が戦争の犠牲となりました。

終戦から78年が経ちます。戦争は最大の人権侵害です。しかし、世界各地では今も戦争によって苦しんでいる方が沢山います。 平和とは何か、自分にできることは何か…一緒に振り返り、 考えてみましょう。



沖縄県 平和の礎

復刻版出版事件裁判控 |部落調査 |

初

表しました。

このような差別行為を止めるため

子データーをインターネット上に公

2023年6月28日(水) 東京高裁控訴審において判決の言い渡しがあり、原告 が求めていた「差別されない権利」を認め、出版禁止を大幅に拡大、損害賠償も増額 その内容を8月、9月号に掲載します。 する画期的な判決が出されました。



全国部落調査」復刻版出版事件裁

2021年9月の一審判決では、

物一覧」と称する個人情報一覧の電 書籍の内容や「部落解放同盟関係人 分が出されましたが、 ました。 籍として予約出版・販売しようとし 別部落の所在地情報~など一覧を 八物が、 「全国部落調査」 この裁判は、 横浜地裁の出版差し止め処 2016年春に全国の被差 鳥取ループと名乗る 復刻版と題する書 その後も当該

渡しがありました。 ら控訴審での2回の 6月28日(水)に高裁判決の言い 2021年に控訴、

に ① 料を払えとする裁判です。 万年、 からの削除③原告一人当たり110 解放同盟関係人物一覧」のネット上 禁止とネット上からの削除② 「全国部落調査」復刻版の出版 総額2億8900万円の 「部落



復

刻

部落地名総鑑の原典

財団法人 中央融和事業協会 全国部落解放協議会

勝訴なのかな?と思える内容。

被差別部落の地名公開は権利侵害 1審より 広く認定 東京高裁

済みだと認めず③原告の大半に55 限定②の一覧はすでに被告らが削除 せんでした。 侵害で判断しており、原告が求めた 万円の損害賠償を認めました。 00円~44000円総額約480 ①の出版禁止の範囲を25都府県に 「差別されない権利」 しかし、すべてプライバシー は認められま -権の

口頭弁論を経て 2022年か

> 間あり、 開廷前に、 後被告を入室させる。 に解放同盟関係者を入室させ、 い人もあった。例に従いまずは最初 傍聴席(120席) はるかに超える支援者が集まった。 中庭には、全国各地から100人を |時30分集合場所の東京高裁前 プのみでもう一人は欠席であった。 2023年6月28日 (水) 午後2時に開廷。 NHKの報道撮影が2分 は満席で入れな 被告は鳥取 午後 その

判決言い渡し

トや個人情報などについてウェブサ チンプンカンプンの状態。 文が述べられたが、 何を言っているのかほぼわからない などという言葉の端々をとらえると 万法による公表をしてはならない」 イトへの掲載、 「ウエブサイトを削除せよ」、 の掲載、放送、 裁判長(土田昭彦裁判長) 販売、頒布してはならない 書籍の出版、 映像化等の 地裁判決同様に 「被告は、 、「リス から主 出 一切 版物

決言い渡し101号大法廷 東京高等裁判所第16民事部判

の判決言い渡しであった。し、よくわからない。わずか8分間

こと。 だということを多くの支援者と確認かれたプラカード持って現れ、勝訴訴」、「差し止め範囲大幅拡大」と書

画期的な控訴審判決

ったとされる地域の出身だとわかるとなどを考えると、被差別部落があ部落差別の事案が増加傾向にあるこまなどを考えると、被差別部落があまない。



情報が公表されることは、差別を受けない権利の侵害にあたる」と指摘し、その上で「出身でなくてもルーツがある」として、1番よりも出版禁がある」として、1番よりも出版禁でなく、過去に住所などがある人だけでなく、過去に住所などがある人だけでなく、過去に住所などがある人だけでなく、過去に住所などがある人だけでなく、過去に住所などがある人だけでなく、過去に住所などがある人だけでなく、過去に住所などがある人だけでなく、過去に住所などがある人だけでなく、過去に住所などがある人だけでなく、過去に住所などがある人だけでなく、過去に住所などがある人だけでなく、過去に住所などがある人だけでなく、過去には対象を広げて、現在、

本語、高裁判決は「復刻版 全国部落調査」や「部落解放同盟関係人物のことを認め、出版の差止め、インターネット上での情報公開の禁止、コ次利用の禁止、損害賠償の全でを認めました。原告や弁護団は、「裁判認めました。原告や弁護団は、「裁判部が憲法13条と14条を根拠に裁判ではじめて認めたのは、画期的な判決であり、この決定が判例として他の差別問題の解決にも利用でき他の差別問題の解決にも利用でき

しています。
しています。
と高く評価した。被告の鳥取ルしていない」とのコメントを出しい判決だ。上告はするが、結論はしい判決だ。上告はするが、結論は

館)(裁判報告集会:日比谷図書文化

放同盟中央執行委員長

中央本部あいさつ 西島藤彦部落解

別情報を入り口で遮断するシステム が必要だ。 裁への提訴は2週間以内に行う。 差 制定につながる。ブロバイダー責任 応を求めたい。今回の判例が法律の 事態になる。ネット上での差別が拡 2次、3次被害につながり、大変な 報をさらされるのはむごいことで、 別されない権利を認め「全国部落調 制限法の改正にもつなげたい。 大しており、国にはしっかりした対 大きな一石を投じた。ネット上で情 は今も続く部落差別の現状を列挙し 査」の差し止めの県を31県に拡大 した。我々は大きく勝利した。判決 審判決より踏みこんだ判決、 差

闘争本部事務局長原告団代表あいさつ 片岡明幸糾弾

馬取ループの悪質性をさばき前進 島取ループの悪質性をさばき前進 をれ550万円になり前回より70 され550万円になり前回より70 され550万円になり前回より70

じ) (文責:「全国部落調査」復刻版出版事

した。 権利」を認めた画期的判決となりまはじめて裁判所が「差別されない

詳細は、

次号9月号に続く